

2025保険年度

るるぶトラベル保険のご案内

基本保険

- 旅館賠償責任保険
- 宿泊客個人賠償責任保険
(旅館宿泊者賠償責任保険)

補完保険(任意加入)

- 食中毒・特定感染症休業補償保険
(食中毒利益担保特約・特定感染症担保特約)
- 災害費用保険
(レジャー・サービス施設費用保険)
- 駐車場保険
(自動車管理者賠償責任保険)



特長

1. 割安な保険料
 - 団体契約であるため、一般契約で加入するよりは割安なご負担でご加入いただけます。
(旅館賠償責任保険、旅館宿泊者賠償責任保険)
2. 豊富な商品ラインナップ
 - 宿泊施設様の営業形態にマッチした商品をご用意いたしました。
(るるぶトラベル契約施設であれば営業形態は問いません)
3. ご予約形態に関わらず、ご宿泊される全てのお客様が対象となります。

ご加入にあたって

- ◆ 加入資格 るるぶトラベル契約施設に限ります。
- ◆ 加入方法 同封の「加入依頼書」にご記入の上、ご返送ください。
- ◆ 保険期間 2025年6月1日午後4時～2026年6月1日午後4時(1年間)

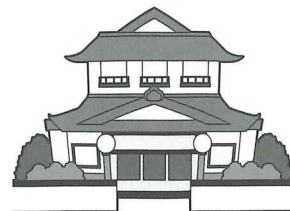
旅館賠償責任保険、宿泊客個人賠償責任保険(旅館宿泊者賠償責任保険)、災害費用保険(レジャー・サービス施設費用保険)、食中毒・特定感染症休業補償保険(旅館賠償責任保険(食中毒利益担保特約条項・特定感染症担保特約条項))、駐車場保険(自動車管理者賠償責任保険)

- 募集締切日 ● 新規・更新加入 5月16日(金) ● 中途加入 随時中途加入も可能です。
(中途加入の場合は、保険料振込日の属する月の翌月1日が保険始期日となります。詳細についてはJTB旅連事業(株)までお問い合わせください。)
- 保険料払込方法 保険料は別途お知らせする所定の口座にお振込みください。

基本保険

■旅館賠償責任保険

- ・施設事故
 - ・生産物事故
 - ・受託物事故
- に起因して生じた他人の身体障害または財物の損壊等について、被保険者の皆様が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。
- ・事故が発生した場合にかかる初期対応費用についてもお支払いの対象となります。



■宿泊客個人賠償責任保険（旅館宿泊者賠償責任保険）

宿泊客の過失によって宿泊施設構内における他人の身体の障害または財物の損壊や、宿泊施設の設備、備品、什器、売店の商品等を破損したこと等により、宿泊客が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

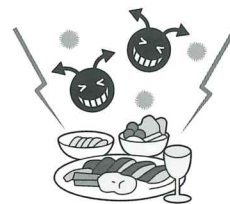


補完保険（任意加入）

■食中毒・特定感染症休業補償保険

（食中毒利益担保特約・特定感染症担保特約）

食中毒および特定感染症（1,2,3類感染症または4類感染症のうちレジオネラ症）の事故によって宿泊施設の営業が休止または阻害されたために生じた損失（喪失利益および収益減少防止費用）に対して保険金をお支払いします。



■災害費用保険

（レジャー・サービス施設費用保険）

宿泊施設で火災・落雷等の事故が発生したために、被保険者の皆様が事故への対応のために要する以下の費用を負担したことによる損害に対して保険金をお支払いします。

- ・被災者対応費用
- ・被災者傷害見舞費用
- ・災害広告費用^(*)
- ・急激かつ偶然な外来の事故による傷害見舞費用^(*)

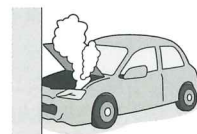
（*）タイプにより補償の対象とならない場合があります。



■駐車場保険

（自動車管理者賠償責任保険）

- ・管理中のお客様の車の接触・衝突事故等により、被保険者の皆様が対象自動車に関して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。
- ・上記の事故により生じた代車費用、休車費用等について、被保険者の皆様が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。



保険金をお支払いする場合(免責金額なし)

次の事故により、宿泊施設が法律上の賠償責任を負担することにより被る損害に対して保険金をお支払いします。

※加入タイプにより補償範囲が異なります。

■施設事故(Aタイプは他人の身体障害(事故例では①のみ))

宿泊施設営業に関する加入依頼書記載の施設(以下「施設」といいます。)の所有・使用・管理または宿泊施設業務遂行により、保険期間中に他人の身体・生命を害したり他人の財物を損壊した場合に保険金をお支払いします。

事故例

①従業員のミスや宿泊施設の所有、使用または管理の不備が原因でお客様の所持品を壊したり、傷つけた場合

②従業員のミスによってお客様の所有物を壊してしまった場合



■受託物事故(B・Cタイプ対応)

宿泊施設業務遂行に関し施設内で管理するお客様の財物(一時的に施設外で管理するお客様の財物を含む)を保険期間中に損壊、紛失、盗取、詐欺されたことにより、その財物の正当な権利者に対して賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。(加入依頼書記載の施設内においてお客様の財物が盗取、詐欺されたり、客室、浴場の更衣室、洗面所においてお客様の財物が紛失し、施設が賠償責任を負った場合を含みます。)

事故例

①フロントで預かったお客様の現金が盗まれてしまった

②フロントなどで実際に宿泊施設が預かったお客様のコートが盗まれてしまった

③敷地内に駐車中のお客様の自動車に従業員が傷をつけた



■生産物事故(Cタイプのみ)

施設において販売または提供した飲食物、土産等の商品(いずれも、被保険者の手を離れたものに限ります。)に起因して、保険期間中に他人の身体・生命を害したり他人の財物を損壊した場合に保険金をお支払いします。

事故例

①宿泊施設が提供、販売した飲食物が原因でお客様が食中毒を起こした場合(チェックアウト後に症状が発生した場合も含みます)



初期対応費用

上記事故が発生した場合に、その事故に対応するために被保険者が負担した、事故現場の保存・写真撮影費用、担当者の事故現場への派遣費用、および身体障害を被った被害者への見舞金(香典を含みます。)見舞品(花など)購入費用等を補償します。(ただし、社会通念上妥当と認められる費用に限ります)(注)初期対応費用は、結果として被保険者(宿泊施設)に法律上の賠償責任がないことが判明した場合であっても支払われます。

【お支払いする保険金の種類、お支払い方法】

この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して約款の規定に従い保険金をお支払いします。

①損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者(受託物事故については、受託物の正当な権利者(所有者等))に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認・賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の承認が必要です。
②争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等
③緊急措置費用	被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等の緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用
④損害防止軽減費用	他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の同意を得て支出した必要または有益な費用
⑤協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たるため被保険者に協力を求めた場合において、被保険者が引受保険会社に協力するために支出した費用
⑥初期対応費用	次の費用のうち、事故に対応するために直接必要なもの ・事故現場の保存、事故状況の調査・記録、写真撮影または事故原因の調査の費用 ・事故現場の取り片付け費用 ・被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するための交通費・宿泊費等の費用 ・通信費 ・事故が他人の身体に障害である場合において、被害者に対する見舞金もしくは香典または見舞品購入費用 ・書面による引受保険会社の事前の同意を得て支出された新聞等へのお詫び広告の掲載費用 ・その他上記に準ずる費用(他人の身体障害事故以外の見舞金または見舞品購入費用を含みません)

保険金のお支払い方法は次のとおりです

- ・上記①の損害賠償金については、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。受託物事故については支払限度額の範囲内において受託物の時価が限度となります。
- ・上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります(支払限度額は適用されません。)
- ・ただし、上記②の争訟費用については損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の損害賠償金に対する割合によって削減してお支払いします。
- ・上記⑥についてはご加入いただいた支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

支払限度額と保険料 旅館賠償責任保険 契約タイプ別支払限度額・保険料一覧表

Aタイプ 施設事故 (対人事故のみ)	営業面積(*)3.3㎡(1坪)当たり年間保険料				A 1	A 2	A 3
	支払限度額	施設	対人	1名	7,000万円	1億円	2億円
				1事故	7億円	10億円	10億円
		初期対応	身体障害見舞費用	1名	1万円	1万円	1万円
				1事故	100万円	100万円	100万円

スタンダードプラン Bタイプ 施設事故 + 受託物事故	営業面積(*)3.3㎡(1坪)当たり年間保険料				B 1	B 2	B 3
	支払限度額	施設	対人	1名	7,000万円	1億円	2億円
				1事故	7億円	10億円	10億円
			対物	1事故	5,000万円	5,000万円	5,000万円
		受託物		フロント保管 の現金・貴重品	1名	15万円	15万円
			1事故		150万円	150万円	150万円
			フロント保管以外 の現金・貴重品	1名	5万円	5万円	5万円
				1事故	15万円	15万円	15万円
			上記以外の財物	1名・1事故	15万円	15万円	15万円
				保険期間中	150万円	150万円	150万円
		初期対応	身体障害見舞費用	1名	1万円	1万円	1万円
				1事故	100万円	100万円	100万円

おすすめプラン Cタイプ 施設事故 + 生産物事故 + 受託物事故	営業面積(*)3.3㎡(1坪)当たり年間保険料				C 1	C 2	C 3
	支払限度額	施設	対人	1名	7,000万円	1億円	2億円
				1事故	7億円	10億円	10億円
			対物	1事故	5,000万円	5,000万円	5,000万円
		生産物		対人	1名	1,000万円	1,000万円
			1事故		5,000万円	5,000万円	5,000万円
			対物	保険期間中	5,000万円	5,000万円	5,000万円
				1事故	20万円	20万円	20万円
					保険期間中	200万円	200万円
		受託物	フロント保管 の現金・貴重品	1名	15万円	15万円	15万円
				1事故	150万円	150万円	150万円
			フロント保管以外 の現金・貴重品	1名	5万円	5万円	5万円
				1事故	15万円	15万円	15万円
			上記以外の財物	1名・1事故	15万円	15万円	15万円
				保険期間中	150万円	150万円	150万円
		初期対応	身体障害見舞費用	1名	1万円	1万円	1万円
				1事故	100万円	100万円	100万円

※最低保険料は1,000円です(中途加入の場合も適用されます) ※保険始期時点で旅館賠償責任保険のご加入施設数が200軒を下回った場合には、保険料の引き上げまたは支払限度額の引き下げ等の変更をさせていただきますので、予めご了承ください。詳細につきましては取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(*) 営業面積=総床面積×70%

保険金をお支払いできない主な場合 次の事由によって生じた損害は、保険金お支払いの対象となりません。

施設・生産物・受託物事故 共通

●保険契約者、被保険者の故意 ●地震、噴火、洪水、津波または高潮 ●建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹き込み起因する損害 ●被保険者と他人との間の約定によって加重された賠償責任 ●被保険者の使用人が業務従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任 ●排水または排気(煙を含みます。)に起因する賠償責任 ●核燃料物質や放射性同位元素等またはこれらに汚染されたものの有害な特性または作用に起因する損害 ●医師や歯科医師等が行うのでなければ人体に危害を生じるおそれがある行為、薬品の調剤・投与・販売、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師以外の者が行うことを法令により禁じられた行為に起因する損害 等

施設事故 生産物事故

●施設の新築、改築、修理、取り壊し等の工事に起因する損害
●昇降機の所有・使用・管理または生産物の製造・販売・提供に関する法令違反であって、被保険者の故意または重過失によるものに起因する損害
●航空機、自動車、原動機付自転車、施設外にある船・車両(原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)または動物の所有、使用または管理に起因する損害
●生産物のかきに起因するその生産物の損壊自体について被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害 等

受託物事故

●受託物がお客様に引き渡された後に発見された受託物の損壊に起因する損害 ●お客様の自動車内にある財物に生じた事故に起因する損害
●当該受託物の使用不能に起因する賠償責任(代車費用、休車費用等) 等

支払限度額と保険料

宿泊客個人賠償責任保険 支払限度額・保険料

	A	B
宿泊定員1名当たり年間保険料	135円	189円
支払限度額／被保険者1名あたり1事故 ^(*)	30万円	50万円
免責金額(1事故)	1,000円	1,000円



※保険始期時点で旅館宿泊者賠償責任保険のご加入施設の総定員数が150人を下回った場合には保険料が引き上げとなりますので、予めご了承ください。

詳細につきましては取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(*) 客室内量・建具・什器・備品の損壊については1事故あたりの限度額となります。

保険金をお支払いする場合

被保険者（以下「宿泊客」といいます。）が宿泊の目的をもって加入依頼書記載の宿泊施設に到着した時から退出するまでの間に、次に掲げる法律上の損害賠償責任を負担することによって宿泊客が被る損害に対して保険金をお支払いします。

- ① 宿泊施設構内における他人の身体の障害または財物の損壊
- ② 宿泊施設構内において宿泊客が使用、管理する財物のうち宿泊施設が所有または管理する財物の損壊

事故例

- ① 宿泊客の過失によって宿泊施設の設備備品・営業用什器などが壊されたり、傷つけられた場合
- ② 宿泊客の過失によって宿泊施設の従業員や他のお客様などの持ち物が壊されたり、傷つけられた場合
- ③ 宿泊客の過失によって宿泊施設の従業員や他のお客様がケガをした場合 等

【お支払いする保険金の種類、お支払い方法】

この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して約款の規定に従い保険金をお支払いします。

① 損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認・賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の承認が必要です。
② 争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等
③ 緊急措置費用	被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等の緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用
④ 損害防止軽減費用	他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の同意を得て支出した必要または有益な費用
⑤ 協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たるため被保険者に協力を求めた場合において、被保険者が引受保険会社に協力するために支出した費用

保険金のお支払い方法は次のとおりです

- ・ 上記①の損害賠償金については、その額から免責金額を差し引いた額に対してご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。
 - ・ 上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります（支払限度額は適用されません。）。
- ただし、上記②の争訟費用については損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の損害賠償金に対する割合によって削減してお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

次の事由によって生じた損害は、保険金お支払いの対象となりません。

- ① 宿泊客に法律上の損害賠償責任が発生しない場合
- ② 加害者が不明の場合
- ③ 宿泊客の故意
- ④ 宿泊客の暴行または心神喪失に起因する賠償責任（酔って暴れたりした場合）
- ⑤ 宿泊客の職務遂行に直接起因する賠償責任
- ⑥ 車両（原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）火器の所有・使用・管理に起因する賠償責任
- ⑦ 現金、有価証券などや、宝石・貴金属・美術品・骨董品などの貴重品の損壊について負担する賠償責任 等

〔ご注意〕 宿泊客個人賠償責任保険の保険金ご請求にあたっては、被保険者（宿泊客）の方の特定と、請求書類への被保険者ご署名が必要となります。

事故が発生した場合には請求書類へのご署名につき、被保険者のご同意を得ていただくようお願いいたします。

支払限度額と保険料

支払限度額と保険料

支払項目	契約タイプ別坪あたりの保険料・支払限度額							
	C1	C2	C3	C4	D1	D2	D3	D4
営業面積3.3㎡(1坪)当たり年間保険料	21円	30円	61円	70円	34円	43円	73円	82円
被災者対応費用(1事故あたり※)	100万円	100万円	100万円	100万円	200万円	200万円	200万円	200万円
被災者傷害見舞費用(1名あたり)	50万円	50万円	50万円	50万円	50万円	50万円	50万円	50万円
急激かつ偶然な外来の事故による傷害見舞費用(1名あたり)	—	—	50万円	50万円	—	—	50万円	50万円
災害広告費用(1事故あたり)	—	500万円	—	500万円	—	500万円	—	500万円

(※) 被災者対応費用の1事故あたりの支払限度額は、「上表に記載の支払限度額×被災者数」となります。

「被災者傷害見舞費用」・「急激かつ偶然な外来の事故による傷害見舞費用」の内訳

被災者1名につき、次の額を限度として保険金をお支払いします。

死亡見舞費用保険金(注1) (事故の日から180日以内に死亡した場合)	50万円		
後遺障害見舞費用保険金 (事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合)	50万円～2万円(50万円×後遺障害の程度に応じた支払割合)		
入院見舞費用保険金(注2) (事故の日から180日以内に入院した場合)	入院期間	31日以上	10万円
		15日以上30日以内	5万円
		8日以上14日以内	3万円
		7日以内	2万円
通院見舞費用保険金(注2)(注3) (事故の日から180日以内に通院(往診を含みます。)した日数)	通院日数	31日以上	5万円
		15日以上30日以内	3万円
		8日以上14日以内	2万円
		7日以内	1万円

(注1) すでに支払った後遺障害見舞費用保険金がある場合は、50万円から既に支払った金額を控除した残額をお支払いします。

(注2) 入院期間中に新たに他の傷害を被ったとしても重複してはお支払いしません。

(注3) 入院期間中の通院は通院日数に含めません。また、通院期間中、新たに他の障害を被ったとしても、重複しての通院見舞費用保険金のお支払いはできません。



保険金をお支払いする場合 賠償責任の有無に関わらず補償いたします(ただし損害賠償金として負担した費用は対象となりません。)

下記による事故に対応するために、宿泊施設の所有・管理者(被保険者)が事故発生の日から1年以内に災害対応費用を負担したことによる損害について保険金をお支払いします。

- ① 加入依頼書記載の宿泊施設(被保険者が所有・使用または管理する施設)の敷地内の建物・工作物等が、次の災害により損害を受けた場合
 - (1) 火災(2) 落雷(3) 破裂または爆発
 - (4) 台風などの風災、ひょう災、なだれ等の雪災、こう水・土砂崩れなどの水災
 - (5) 施設外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊
- ② 加入依頼書記載の宿泊施設の敷地内で被保険者が製造、販売または提供した飲食物に起因する食中毒(食品衛生法の規定に基づき所轄保健所長に届出のあったものに限ります)
- ③ 加入依頼書記載の宿泊施設敷地内における上記①、②以外の急激かつ偶然な外来の事故＜傷害見舞費用追加担保特約条項＞(C3・C4・D3・D4タイプのみ)

対象となる被災者の範囲

宿泊施設の利用を目的として宿泊施設に入場している方のうち、事故によって身体に傷害を被った方をいいます。ただし、次の方は含みません。

- ① 被保険者(被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。)およびその者と同居する親族
- ② 宿泊施設の業務に従事の方
- ③ 宿泊施設の保守、保安、点検、警備、消防、清掃その他これらに類似の業務、新築、増築、改築、改造、修理、取りこわしその他の工事に従事の方

支払対象となる費用

宿泊施設の所有・管理者(被保険者)が事故発生の日から1年以内に負担した下記災害対応費用に対して、被保険者が負担することが必要かつやむを得ないものとして正当と認められる額をそれぞれの支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

被災者対応費用

宿泊施設の利用者が、前記「対象となる事故①、②」による事故の発生によって身体に傷害を被りその結果、死亡または医師の治療を受けた場合に、被保険者が被災者に対して負担した次の費用

①親族現地訪問費用(被災者1名につき2名分が限度)

被災者の法定相続人またはその代理人が現地(事故発生地・被災者収容地)を訪ねる場合の次の費用

(1)往復交通費(2)ホテル等客室料(1名につき14日限度)(3)渡航手続費用(旅券印紙代、査証料、予防接種料等)

②役員・使用人派遣費用

宿泊施設の所有・管理者(被保険者)がその役員・使用人またはこれらの代理人を、現地、被災者居住地または被災者の法定相続人またはその代理人の居住地に派遣したときの往復交通費、ホテル等客室料、渡航手続費用

③通信費用

宿泊施設の所有・管理者(被保険者)が必要とした通信費用

④対応関係費用

対応施設(ホテル・事務所等)借上げ費用

被災者の法定相続人またはその代理人が被保険者の指定する連絡場所を訪問したときの往復交通費、ホテル等施設客室料(1名につき14日限度)、渡航手続費用

⑤搜索救助費用

被災者を搜索、救助または移送する活動に要した費用のうちこれらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用

⑥輸送移転費用

死亡被災者の遺体輸送費用(現地から被災者居住地への輸送費用)

治療中の被災者を居住地へ移転するための移転費用(医師・看護師の付添が必要な場合にはその費用も含まれます)。

ただし、これにより負担を免れるその被災者の帰宅のための運賃はこの費用の額から控除します。

⑦葬儀費用

死亡被災者の葬儀を宿泊施設の所有・管理者(被保険者)が営むために支出した葬儀費用(合同葬儀費用)

被災者傷害見舞費用

宿泊施設の利用者が前記「対象となる事故①、②」による事故の発生によって身体に傷害を被りその結果、死亡または医師の治療を受けた場合に被災者またはその法定相続人に対して慣習として支払った次の見舞費用

①死亡見舞費用 ②後遺障害見舞費用 ③入院見舞費用 ④通院見舞費用

急激かつ偶然な外来の事故による傷害見舞費用 (C3・C4・D3・D4タイプのみ)

宿泊施設の利用者が前記「対象となる事故③」によって身体に傷害を被りその結果、死亡または医師の治療を受けた場合に、被災者またはその法定相続人に対して慣習として支払った次の見舞費用

①死亡見舞費用 ②後遺障害見舞費用 ③入院見舞費用 ④通院見舞費用

災害広告費用 (C2・C4・D2・D4タイプのみ)

前記「対象となる事故①②」の発生によって新聞などにおわび広告を掲載するのに要した費用や、休業・営業再開の予定を公告するための費用。ただし、予め引受保険会社の同意を得たものに限りします。

保険金をお支払いできない主な場合

次の事由によって生じた損害は、保険金お支払いの対象となりません。

①保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失

②被災者本人の故意または重大な過失

③地震・噴火またはこれらによる津波

④被災者本人の自殺行為・犯罪行為または闘争行為

⑤被災者本人の脳疾患、疾病または心神喪失

⑥むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないもの

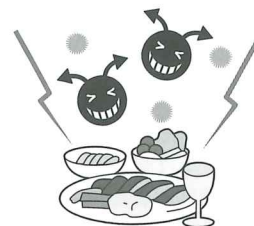
⑦被保険者が法律上の損害賠償金として負担した被災者対応費用、被災者傷害見舞費用、急激かつ偶然な外来の事故による傷害見舞費用 など

※②④⑤⑥⑦については、被災者対応費用、被災者傷害見舞費用、急激かつ偶然な外来の事故による傷害見舞費用についてのみです。

支払限度額と保険料

$$\text{支払限度額} = \text{年間予想売上高} \times \text{利益率 (例:60\%)} \times \frac{\text{約定支払期間}}{365 \text{日}^{(*)}} \times 2$$

(*) 約定支払期間が1ヶ月以上の場合は、「12ヶ月」と読み替えます。



○支払期間として約定された期間中(約定支払期間)の営業利益と経常費の合計額の予想最高額(売上の季節変動を考慮して、予想合計額の平均値の2倍の額)をもって支払限度額とします。

○約定支払期間

万一事故が発生した場合に、営業停止期間がどれくらいになるか、売上高が元に戻るまでにどれくらいの期間が必要か等を考慮して、次の6種類からお選びください。

当該保険への新規ご加入者は「10日」「15日」「20日」のみ選択可能です。

約定支払期間	10日	15日	20日	1ヵ月	2ヵ月	3ヵ月
--------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

保険料表(保険料算出基礎額千円あたりの料率)

食品衛生監視票の点数	10日	15日	20日	1ヵ月	2ヵ月	3ヵ月
100～90 (20%割引)	6.96円	5.52円	4.88円	3.52円	2.64円	2.16円
89～80 (10%割引)	7.83円	6.21円	5.49円	3.96円	2.97円	2.43円
79～70 (割引なし)	8.70円	6.90円	6.10円	4.40円	3.30円	2.70円

食品衛生監視票の採点が80点以上の場合は保険料が10%割引、90点以上は20%割引となります。

<保険料の計算>

$$\begin{aligned} &\text{年間予想売上高 (千円)} \times \text{利益率 (\%)} \times \frac{\text{約定支払期間}}{365^{(*)}} = \text{保険料算出基礎額 (千円)} \\ &\text{保険料算出基礎額 (千円)} \times \text{保険料率 (円)} = \text{年間保険料 (円)} \end{aligned}$$

(1,000円単位に四捨五入)
(10円単位に四捨五入)

用語の意味

・利益率 = $\frac{\text{営業利益} + \text{付保経常費}}{\text{営業収益 (売上高)}}$

・経常費(固定費)
事故発生の有無にかかわらず営業の継続に必要な支出
(人件費・減価償却費・租税公課など)

(*) 約定支払期間が1ヶ月以上の場合は「12」と読み替えます。

計算例

売上高1億円、
約定支払期間10日間、
食品衛生監視票80点の場合

$$\begin{aligned} &\text{年間予想売上高 (100,000千円)} \times \text{利益率 (60\%)} \times \frac{\text{約定支払期間 (10)}{365} = \text{保険料算出基礎額 (1,644千円)} \\ &\text{保険料算出基礎額 (1,644千円)} \times \text{保険料率 (7.83円)} = \text{年間保険料 (12,870円)} \end{aligned}$$

(1,000円単位に四捨五入)
(10円単位に四捨五入)

保険金をお支払いする場合

以下の事故により宿泊施設の営業が休止または阻害されたために被保険者が支払期間中に被った損失のうち、喪失利益および収益減少防止費用に対して保険金をお支払いします。

- ①加入依頼書記載の宿泊施設における食中毒または特定感染症(*)、の発生(所轄保健所長に届出が必要/発生施設の身が対象)
- ②加入依頼書記載の宿泊施設で製造、販売、提供した食品等に起因する食中毒の発生(所轄保健所長に届出が必要)
- ③加入依頼書記載の宿泊施設が特定感染症の原因となる病原菌・ウイルスに汚染された疑いがあることによって行われた保健所その他の行政機関の命令・指示に基づく消毒、隔離その他の措置
(所轄保健所長に届出があった場合におけるその保健所・他の行政機関による検査を含む/消毒等の処置対象となった施設のみが対象、自主的な消毒は対象外)

(※)この保険における特定感染症とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が定める一類感染症、二類感染症、三類感染症または四類感染症のうちレジオネラ症（以下あわせて本条において「特定感染症」といいます。）の発生。ただし、保健所その他の行政機関に届出または報告等が行われた場合に限りします。

2023年5月の感染症法上における新型コロナウイルスの類型変更等を踏まえ、新型コロナウイルスおよび指定感染症を補償対象外としています。

支払対象となる損害

喪失利益

喪失利益とは、事故発生により営業が休止または阻害された結果生じた損失の内、事故が発生しなかったならば計上することができたであろう営業利益および付保経常費の合計額をいいます。

＜営業利益＞

営業収益（売上高）から営業費用を差し引いた額をいいます。

＜経常費（固定費）＞

事故発生の有無にかかわらず、営業を継続するために支出を要する費用（人件費、減価償却費等）となります。

＜付保経常費＞

原則として、全ての経常費を対象とします。

収益減少防止費用

支払期間における、営業収益の減少を防止または軽減するために支払期間内に支出された必要かつ有益な費用の内、事故が発生しなくても通常要する金額を超える額をいいます。

お支払いする保険金および保険金のお支払い方法

①喪失利益についての支払額

収益減少額×利益率－支払期間中に支出を免れた経常費

収益減少額：事故発生直前12ヶ月における支払期間に相当する期間の営業収益から、支払期間中の実際の営業収益を差し引いた額

利 益 率：次の算式により算出された割合をいいます。

$$\text{利益率} = \frac{\text{営業利益} + \text{付保経常費}}{\text{営業収益（売上高）}} \quad \text{※利益率} = \frac{\text{営業利益} \times \frac{\text{付保経常費}}{\text{経常費}} + \text{付保経常費}}{\text{営業収益}}$$

数字はいずれも直近の事業年度（1年間）の数値を用います。ただし、同期間中において営業利益がマイナスであった場合は、※の算式により算出された割合とします。

②収益減少防止費用についての支払額

次の算式により算出された額となります。ただし、その費用の支出によって減少することを免れた営業収益に利益率を乗じた額を限度とします。

$$\text{収益減少防止費用} \times \frac{\text{営業利益} + \text{付保経常費}}{\text{営業利益} + \text{経常費}} \quad \text{営業利益及び経常費は直近の事業年度（1年間）の数値を用います。}$$

支払期間：上記の「保険金をお支払いする場合」の①～④ごとに下記の通りとします。

【開始日】

〈①の事故〉所轄保険所長への届出の日 〈②の事故〉保健所その他の行政機関に届出または報告等が行われた日 〈③の事故〉措置を行う旨の連絡が保健所その他の行政機関からなされた日（ただし、③の措置が営業の休止または阻害の直接の原因となった場合に限りします。） 〈④の事故〉④に規定する事実をご加入施設が最初に認識した日

【終了日】

営業収益が事故の影響のない状態で回復した日または加入証記載の約定支払期間を経過した日のいずれか早い日

●お支払保険金額について

・保険金のお支払い状況によっては、中途加入ができかねる場合がございますので予めご了承ください。次年度契約につきましては保険金のお支払状況を踏まえ内容を改定する可能性があります。

・本保険のお支払いの対象となる喪失利益および収益減少防止費用につきましては、食中毒や特定感染症、指定感染症の発生により営業が休止または阻害されたことによって被った損失に限りします。従いまして、上記事由によって収益が減少していた場合におきましても、政府等の外出自粛要請による客足の減少等によって既に収益が減少していた場合は、その点を踏まえ喪失利益等を認定いたします。一方で支払対象期間の前年同期間収益が外出自粛等の特別な事情によって大幅に収益が減少していた場合は、特殊事情がない平常時の収益を加味して喪失利益等を認定いたします。

(例) 1週間、食中毒の発生により休業となり同期間中の収益が0円となった。前年同期間の収益はコロナによる外出自粛によって200万円であったが、休業前後の収益は例年並みに回復していたため、一昨年の同期間収益である500万円を前年同期間のものとして認定。

※上記例はあくまで一例であり、実際に事故が発生した場合は事案ごとに個別に検討させていただきます。

保険金をお支払いできない主な場合

次の事由によって生じた損害は、保険金お支払いの対象となりません。

- ①保険契約者、被保険者の故意・重過失によって生じた損失（この免責事由は、被保険者ごとに個別に適用します。）
- ②被保険者の故意・重過失による法令違反により生じた損失（この免責事由は、被保険者ごとに個別に適用します。）
- ③戦争・暴動・騒ぎ、地震・洪水などによって生じた損失 等

支払限度額と保険料

受託自動車の損害の支払限度額と保険料

支払限度額（1事故および保険期間中の支払限度額）は、下表の通り駐車場の車両最高保管台数によって決まります。例えば、20台保管の駐車場の場合、支払限度額は物損害で1,900万円、使用不能損害で190万円となります。なお、駐車場が2～3カ所に分かれている場合は1駐車場ごとに支払限度額が決まります。

最高保管台数	支払限度額（1事故・保険期間中）		年間保険料
	物損害	損壊・紛失による使用不能損害	
1 ～ 10	1,200万円	90万円	17,590円
11 ～ 20	1,900万円	190万円	24,610円
21 ～ 30	2,300万円	270万円	28,600円
31 ～ 40	2,900万円	320万円	32,200円
41 ～ 50	3,400万円	410万円	35,620円
51 ～ 60	3,900万円	500万円	39,500円
61 ～ 70	4,500万円	590万円	43,640円
71 ～ 80	4,900万円	670万円	45,950円
81 ～ 90	5,400万円	750万円	49,110円
91 ～ 100	5,900万円	910万円	54,180円

最高保管台数が100台を超える場合は、JTB旅連事業にお問い合わせください。

※旅館賠償責任保険にAタイプ（施設対人事故のみ）でご加入の場合、この保険にご加入いただくことはできません。

保険加入対象となる駐車場

①宿泊施設でお客様の自動車を保管し、受託・管理の実態があるものが対象となります。

お客様の自動車を保管する駐車場はすべてご加入ください。

②共同駐車場を対象としてこの保険に加入することは原則としてできません。（賠償責任は一般的に駐車場管理者側にあります）

ただし、共同駐車場での管理の実態により加入できる場合もありますので、JTB旅連事業までお問い合わせください。

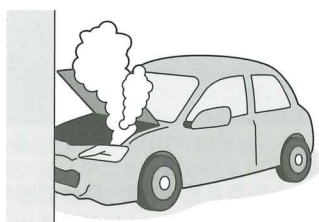
・記名被保険者は次のとおりです。

るるぶトラベル契約施設

・被保険者の範囲は次のとおりです。

ア. 記名被保険者 イ. 記名被保険者の使用人 ウ. 記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関

エ. 記名被保険者が法人以外の社団である場合は、その構成員 オ. 記名被保険者が自然人である場合は、その同居の親族



保険金をお支払いする場合

次の事故により被保険者が預け主に対して法律上の損害賠償責任を負担することにより生じる損害を補償します。

- (a) 宿泊施設の専用駐車場で預かった宿泊・休憩客／宿泊施設利用者（例えばレストラン利用客等）の自動車（以下「受託自動車（*）」といいます。）を保管・管理している間、または車の入れ替え等宿泊施設の業務の一環として一時的に駐車場外で保管・管理している間に、火災や取り扱い上の不注意（接触事故・衝突事故）等により受託自動車が損壊・紛失したり、盗取・詐取されたため、もしくはデータ等無体物の滅失または破損であって、対象自動車（データ等無体物を除きます。）の損壊を伴わずに発生したために、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合
- (b) 上記(a)の場合で受託自動車の使用不能による損害（代車費用、休車費用等）が発生した場合
損壊・紛失による使用不能損害は、当該使用不能損害が発生した最初の日以降30日以内に生じたものに限り、1台あたり1回の事故で10万円が限度となります。（免責日数はありません）（使用不能損害担保特約）
- (*) 受託自動車とは記名被保険者が管理し、記名被保険者以外の者が所有する自動車、原動機付自転車およびこれらの車両の付属品をいい、自動車または原動機付自転車の運行に関連するデータ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物を含みます。ただし、燃料、ボディカバー、洗車用品、法令によりその自動車に定着・装備することを禁止されているもの、装飾品、積載物は含みません。

【お支払いする保険金の種類、お支払い方法】

この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して約款の規定に従い保険金をお支払いします。

①損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金（修理費、使用不能損害による費用 等）（損壊・紛失による使用不能損害を除き、損害が発生した自動車の時価額（同一車種・同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます）が上限となります。） ※賠償責任の承認・賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の承認が必要です。
②争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等
③緊急措置費用	被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等の緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用
④損害防止軽減費用	他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の同意を得て支出した必要または有益な費用
⑤協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たるため被保険者に協力を求めた場合において、被保険者が引受保険会社に協力するために支出した費用

保険金のお支払いは次のとおりです

- ・ 上記①の損害賠償金については、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。
 - ・ 物損害の免責金額は、旅館賠償責任保険・受託物事故の支払限度額（15万円）となります。
 - ・ 上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります（支払限度額は適用されません。）。
- ただし、上記②の争訟費用については損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の損害賠償金に対する割合によって削減してお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

次の事由によって生じた損害は、保険金お支払いの対象となりません。

- ①保険契約者、被保険者の故意
- ②戦争、変乱、暴動、騒じよう、労働争議
- ③対象自動車に定着されていないカーナビ・ETC車載機・ドライブレコーダーその他これらに準ずる物に生じた事故の単独損害（対象自動車のほかの部分と同時にまたは火災・爆発によって発生した場合を除きます）
- ④地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ⑤他人との特別な約定によって加重された賠償責任
- ⑥排水または排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任
- ⑦受託自動車の積載物に与えた損害
- ⑧受託自動車がお客様に引き渡された後で発見された事故
- ⑨次の者が所有する対象自動車に生じた事故
 - ア. 記名被保険者の使用人。ただし、その使用人が対象自動車を管理している間に生じた事故に限り、
 - イ. 被保険者のうち、記名被保険者の理事・取締役その他法人の業務を執行する機関（役員等）（記名被保険者が法人の場合）、記名被保険者の構成員（記名被保険者が法人以外の団体の場合）、記名被保険者の同居の親族（記名被保険者が自然人の場合）
- ⑩保険契約者または被保険者が行い、または加担した盗取、もしくは詐取に起因した損害
- ⑪保険契約者または被保険者が受託自動車を私的な目的で使用している間に生じた事故
- ⑫記名被保険者の下請負人（その下請負人を含みます。）が対象自動車を管理している間に生じた事故
- ⑬次の者が対象自動車を運転している間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格を持たない者
 - イ. 麻薬・大麻・あへん・覚せい剤・危険ドラッグ・シンナー等を使用した状態の者
 - ウ. 酒気を帯びた者（道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態の者をいいます）
- ⑭核燃料物質、放射性元素などこれらに汚染された物の有害な特性に起因する損害

等

●「るるぶトラベル保険」(旅館賠償責任保険、旅館宿泊者賠償責任保険、レジャー・サービス施設費用保険、旅館賠償責任保険(食中毒利益担保特約条項・特定感染症担保特約条項)、自動車管理者賠償責任保険)は、株式会社るるぶトラベル保険契約事務局を保険契約者とし、るるぶトラベル契約事務局とe-Hotel宿泊予約システム利用契約を締結している宿泊施設等を被保険者とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は株式会社るるぶトラベル契約事務局が有します。

●もし事故が起きたときは

◆旅館賠償責任保険、旅館宿泊者賠償責任保険、自動車管理者賠償責任保険
ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他必要事項について、書面で取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。

◆レジャー・サービス施設費用保険

- (1)ご契約者または被保険者が事故の発生を知った場合は、事故発生の日から30日以内に事故発生の状況ならびに他の保険契約等の有無および内容を引受保険会社へ書面により通知し、引受保険会社が説明を求めたときはこれに応じ、身体の診察または死体の検案を求めたときはこれに協力しなければなりません。
- (2)正当な理由なく、(1)の規定に違反した場合等は、引受保険会社は、それによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いします。保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

●ご加入にあたってのご注意

告知義務

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります(代理店には告知受領権があります)。

通知義務

(旅館賠償責任保険、レジャー・サービス施設費用保険の場合)
ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご契約を解除することがあります。

(旅館宿泊者賠償責任保険、自動車管理者賠償責任保険の場合)
ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

●示談交渉サービスは行うことができません。

この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、加入者(被保険者)ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただ

くことになりますので予めご承知おください。なお、引受保険会社の承認を得ないで加入者側で示談をなされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますので、ご注意ください。

●この保険は、保険期間中に日本国内で発生した事故のみ対象となります。

●他の保険契約等がある場合

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合、他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害額(食中毒・特定感染症休業補償保険については「損失の額」)から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。

●保険金請求の際のご注意

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することが出来ます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払できるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご確認ください。

- ①被保険者が被害者に対してすでに損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

●重大事由による解除

以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ご契約者、被保険者等が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせ場合
- ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合 等

●補償の重複に関するご注意

補償内容が同様の保険契約(特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

<引受保険会社が経営破たんした場合等の取扱いについて>

引受保険会社の経営が破綻した場合等には保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、あるいは「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限る))である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

※保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。なお、詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までご照会ください。

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店と有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接契約されたものとなります。

このパンフレットは、宿泊施設の皆様にご案内している各種保険(旅館賠償責任保険、旅館宿泊者賠償責任保険、レジャー・サービス施設費用保険、旅館賠償責任保険(食中毒利益担保特約条項・特定感染症担保特約条項)、自動車管理者賠償責任保険)の概要をご紹介したものです。詳細はご契約者にお渡ししてあります保険約款によりますが、保険金のお支払条件・ご加入手続き、その他この保険の詳細内容は取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。なお、詳細はご契約者にお渡ししてあります普通保険約款および特別約款・特約条項をご覧ください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)



0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

お問い合わせ・お申し込みは

取扱代理店

JTB旅連事業株式会社

〒113-0034 東京都文京区湯島3-37-4

TEL 03-3834-7051 FAX 03-3834-7045

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

(担当室)航空宇宙・旅行産業部 旅行営業室 TEL 03-6250-6022

るるぶトラベル保険 〇見積依頼書・〇加入依頼書

旅館賠償責任保険、旅館宿泊者賠償責任保険、レジャー・サービス施設費用保険、旅館賠償責任保険(食中毒利益担保特約条項・特定感染症担保特約条項)、自動車管理者賠償責任保険

加入依頼書は保険契約申込書の一部を成します。見積依頼書・加入依頼書のいずれかに〇を付けてください。

～ご加入時の確認事項～

私は、自分が保険契約者である企業または団体の構成員であることを確認し、裏面記載の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容について同意の上、以下の通り加入を依頼します。

フリガナ	(〒)		
☆所在地			
フリガナ			
☆施設名 (加入者兼 被保険者名(※))	(整理番号:)	 ご加入時の 確認事項 確認印兼用	
フリガナ		T E L	
代表者名		F A X	
フリガナ			
ご担当者名		M A I L	

(※) 旅館宿泊者賠償責任保険の被保険者は、加入施設の宿泊客となります。

保険期間	2025年6月1日午後4時～2026年6月1日午後4時 (中途加入の場合) 年 月 1 日午後4時～2026年6月1日午後4時 (ヶ月間)					
旅館賠償 責任保険	施設の 明細	☆棟 名*	☆総床面積*	☆定 員*	申込タイプ	
※旅館宿泊者賠償責任保険、 レジャー・サービス施設費用 保険共通項目			m ²	人	  	
			m ²	人	  	
			m ²	人	  	
合 計		m ²	人			
宿泊客 個人賠償 責任保険	申込タイプ	 				
災害費用 保険	申込タイプ	       				
食中毒・特 定感染症休 業補償保険	☆年間予想売上高	千円		☆食品衛生監視票の点数	点	
	約定支払 期間	     			利益率	%
駐車場保険	☆保管 施設の 明細	第一駐車場	最高保管台数	台	所在地	
		第二駐車場	最高保管台数	台	所在地	
		()駐車場	最高保管台数	台	所在地	

★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)です。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除することがあります。

(旅館賠償責任保険、レジャー・サービス施設費用保険)

☆が付された事項に内容の変更が生じた場合には、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。また変更の内容によってご契約を解除することがあります。

(旅館宿泊者賠償責任保険、自動車管理者賠償責任保険)

☆が付された事項に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合はご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

★告知事項申告欄	1.本保険で補償の対象となる危険について、過去5年以内に損害賠償請求を受けたことがありますか。 (過去に東京海上日動火災保険(株)と締結した保険契約の申込み時において、すでに告知いただいたものを除きます。)		はい	いいえ
	2.本保険で補償の対象となる危険について、将来損害賠償請求を受けるおそれのある事実がすでに発生していることを知っていますか。(過去に東京海上日動火災保険(株)と締結した保険契約の申込み時において、すでに告知いただいたものを除きます。)		はい	いいえ
	3.上記1.または2.のいずれかが「はい」の場合は、損害賠償請求およびその原因となる事実についての具体的な内容を下記にご記入ください。			
	4.他の同種の保険契約または共済契約がありますか。		はい	いいえ
5.上記4.が「はい」の場合はその具体的な内容をご記入ください。		会 社 名 満 期 日	保険等の種類 支払限度額	

〈ご確認事項〉

食中毒特定感染症休業補償保険	・特定感染症担保特約条項では、自施設における特定感染症の発生(ただし、所轄保健所長に届出があったものに限ります。)等があった場合に限り保険金をお支払いいたします。 ・特定感染症担保特約条項では、自施設における特定感染症の発生等による事故を補償対象としているため、自施設における特定感染症の発生等の前に既に生じていた収益減少は補償の対象となりません。	確認しました
----------------	---	--------

個人情報の取扱いに関するご案内

保険契約者である企業または団体は東京海上日動火災保険株式会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ
(www.tokiomarine-nichido.co.jp) をご参照ください。